

天保山客船ターミナル整備等PFI事業 入札説明書等に関する質問及び回答

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	入札説明書	P2	2	構成企業は特別目的会社に出資し、事業開始後、特別目的会社から業務を直接受託又は請負する者がありますが、出資だけをする者は本事業に参加できないということでしょうか。 また、業務とはP4の3-(1)-⑤事業範囲に記載された業務だけでしょうか。 (例えばイベント企画などを行う企業が構成企業や協力企業で参加できるかの確認)	特別目的会社が発行するすべての株式は構成企業により保有されることを求めており、特別目的会社から業務を直接受託又は請負する者以外が出資することは認めません。 なお、「3-(1)-⑤事業範囲」として明記していない業務であっても、特別目的会社から直接受託又は請負うものは、出資することが認められる「業務」として認めます。
2	入札説明書	P2 P5	2 3-(1)	独立採算施設の整備主体は特別目的会社に限定されますでしょうか。 また、独立採算事業者の用語の定義に「事業者及び事業者から独立採算施設の所有権を譲り受け」とありますが、特別目的会社が独立採算施設の整備主体に限定された場合、独立採算施設竣工後であればいつでも大阪市の承認を受け所有権を第三者へ譲渡をすることが可能でしょうか。	独立採算施設の整備主体は特別目的会社に限られます。なお、特別目的会社から第三者への譲渡については、建物の竣工及び特別目的会社による所有権取得後において、市が承諾を行う場合には可能です。
3	入札説明書	P5	3-(1)-⑤	仮設ターミナルの設計・建設・運営・維持管理の各業務は誰が行うのでしょうか。	仮設ターミナルの設計・建設・運営・維持管理の各業務については、市が別途事業として発注することを想定しています。
4	入札説明書 事業契約書 (案)	P6 P29	3-(1)-⑦ 第65条	入札説明書本文では「市は、事業者に対して、現行ターミナル施設の解体、新ターミナル施設の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価のうち4分の3を設計・施工期間中の各年度の出来高に応じて支払い」とあり、事業契約書(案)においては「設計・施工等のサービス対価のうち一括支払分については、甲は、乙から甲の指定する期日に、甲の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、新ターミナル施設に係る設計・施工等の業務に対する一括支払分については平成【 】年【 】月【 】日に一括して支払うものとする。」とありますが、一括支払分については各年度の出来高に応じて支払われる理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P.6に記載のとおり、設計・施工等のサービス対価については、4分の3については、設計・施工期間中の各年度の出来高に応じて支払い、残る4分の1を維持管理期間中に元利均等払いにて支払います。また、4分の1の分割支払い分については、20年を想定しています。事業契約書(案)を修正します。なお、出来高に応じて支払う金額についての詳細については協議いたします。 なお、設計・施工期間中の各年度において、出来高高い予定額の4割を限度として前払金として支出することがあります。
5	入札説明書	P6	3-(1)-⑩	本項目は、契約書に明記すべき事項と思われる。	契約書第5条に記載のとおり、入札説明書も本件契約の一部を構成することを明記しております。ただし、本項目について契約書として別途明記すべきかどうかについて、契約協議の中で検討します なお、独立採算施設の事業期間終了時の措置については、事業用定期借地権設定契約書の中にも明記しています。
6	入札説明書	P6	3-(1)-⑩	「事業期間終了後の独立採算施設は、事業者から市への無償譲渡もしくは解体していただくことを想定します。」とありますが、無償譲渡の条件はございますでしょうか。また、原則はどちらで想定すればよろしいでしょうか。	原則として解体撤去を想定していますが、市が認めた場合には、無償譲渡や継続使用も可能としております。
7	入札説明書 要求水準書	P7 P5	3-(3) 3-(1)	貸付地積は2,290.12㎡とありますが、市の想定として、独立採算施設として確保可能な床面積の規模はどれくらいでしょうか。また、2,290.12㎡を部分的に土地を賃借することは可能でしょうか。	貸付地積については2,290.12㎡ですが、建築可能な建物の床面積はターミナル部分を含め事業区域面積である10,810.92㎡×指定容積率200%となります。そこから、要求水準として求める公共施設部分及び共用部分を差し引いた面積が独立採算施設として確保可能な床面積となります。 また、2,290.12㎡の貸付地積を部分的に賃借することは出来ません。
8	入札説明書	P7	3-(3)	「独立採算施設を設置する場合の土地賃借料の価格提案は、以下の貸付物件情報に基づくものとし、基準賃借料以上の土地賃借料を提案いただくものとします」とありますが、独立採算施設の規模(延床面積等)に関わらず、一律に土地賃借料がかかるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
9	入札説明書	P8	4-(1)	入札参加者が1者であった場合でも入札は成立しますか。	入札参加者が1者である場合でも、入札は成立します。
10	入札説明書	P18	4-(5)-①	「独立採算施設を設置する場合、入札参加表明書の提出時に独立採算事業を実施する企業を明記してください。」とありますが、参加表明書及び資格確認申請書提出以降の追加は可能でしょうか。	入札説明書P.18に記載のとおりです、ただし、P.19に記載のとおり、本市が認める場合には、構成企業及び協力企業の追加・変更を認めることがあります。
11	入札説明書	P19	4-(5)-①	4(5)①(キ)に「1(1)⑤事業範囲」と記載がありますが、「3(1)⑤事業範囲」でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。入札説明書を修正します。
12	入札説明書	P20-21	4-(5)-③	標題においては、「構成企業に関する資格要件」とあり、(ア)～(エ)には“構成企業”の要件とあるが、構成企業のうち、2社以上JVを組み参加する場合、そのうち1社が資格要件を満たしていれば、問題ないか。それともすべての企業に資格要件を求めるのか。	4-(4)-③(ア)から(エ)の各業務について、JVを組む場合は、いずれか1社が要件を満たすことを求めます。
13	入札説明書	P20-21	4-(5)-③	P.20の本文中には、“協力企業”においても参加資格要件を求めるような書き方となっているが、本事業に参加する「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」「維持管理企業」は協力企業も含めたとすべての企業が資格要件を満たす必要があるのか。	4-(4)-③(ア)から(エ)の各業務について、協力企業は要件を満たす必要はありません。入札説明書の表現を修正します。
14	入札説明書	P20	4-(5)-③	「本事業を遂行する構成企業は少なくとも(中略)で構成されるものとし、各企業は構成企業又は協力企業として」とありますが、冒頭の構成企業とあるのは、構成企業又は協力企業が正でしょうか。それとも、設計、建設、工事監理、維持管理企業すべて構成企業として出資が必要でしょうか。	設計、建設、工事監理、維持管理企業のそれぞれ少なくとも1社は構成企業として出資することが必要となります。入札説明書については、その旨を明記するよう修正します。
15	入札説明書	P20	4-(5)-③	4(5)③に「前③項の(ア)から(カ)」と記載がありますが、「前②項の(ア)から(カ)」でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。入札説明書を修正します。
16	入札説明書	P20	4-(5)-③	「以下の参加資格要件を満たしている者は、前②項の(ア)から(カ)に示す入札参加者の参加資格要件(共通)の審査は免除される」と記載されていますが、当該企業は様式2-14に示される添付書類の2から8は不要と考えてもよろしいでしょうか。	入札参加者の参加資格要件(共通)の審査を免除される者についても、様式2-14に示す添付書類は全て提出することを求めます。
17	入札説明書	P21	4-(5)-③-(ア)-c	「旅客ターミナル(交通手段の種類を問わない)を含む施設」についてお伺いします。施設の前面に一般乗合バスバースがあり、施設1階にチケット売場のある複合施設(ホテル、事務所など)の場合は該当すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の施設については「旅客ターミナル」に含まれると考えられますが、ご提出いただく実績の資料等により確認します。なお、本件において、「旅客」はバス・船舶・飛行機・鉄道を指すものとします。
18	入札説明書	P21	4-(5)-③-(イ)-d	・「新ターミナル施設の施工業務」を行う構成企業の要件 d. 旅客ターミナル(交通手段の種類を問わない)を含む施設の施工実績(延床面積1,000㎡以上) 上記の施工実績につきまして、鉄道関係駅舎新築工事の実績は該当いたしますか?	鉄道関係駅舎新築工事の実績については「旅客ターミナル」の実績に含まれます。なお、「旅客ターミナル(交通手段の種類を問わない)」については、No17の質問・回答を参照してください。
19	要求水準書	P3	2-(3)	「独立採算施設の設置は事業者の自由提案事項である。」とありますが、独立採算施設の設置なしでの入札参加は可能でしょうか。	独立採算施設の設置を行わない提案であっても入札に参加いただくことは可能です。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
20	要求水準書	P3	2-(3)	新ターミナル施設の地下に駐車場を設けることは可能でしょうか。	新ターミナル施設の地下に駐車場を設けて頂いても構いません。
21	要求水準書	P3	2-(3)	外国船の入港時にターミナル自体は「外国」となると考えますが、独立採算施設部分への影響はあるのでしょうか。	基本的に客船が入港する際には、ターミナルは制限区域に含まれます。独立採算施設と新ターミナル施設の動線は明確に分離するなど、制限区域に含まれることによる影響があります。
22	要求水準書	P3	2-(3)	独立採算施設として商業機能を持たせることも可能でしょうか。	独立採算施設として商業施設を持たせることも可能です。
23	要求水準書	P6	3-(4)-①	岸壁用地において、原則として新ターミナル施設に限り利用可能とあり、独立採算施設は不可となっているが、新ターミナルの魅力創出のため、岸壁用地に水辺のレストランやカフェ等を新ターミナルのその他施設として計画することは可能か。設置可の場合、SOLAS条約やその他関係法令を遵守の上、外部からの一般客の利用も可能であるように計画しても良いか。その際、テナント収入等は独立採算に計上することはできるか。	原則として独立採算施設の設置は不可としますが、岸壁上に設置するターミナル施設の一部を目的外使用などにより利用する場合には、これを認めることがあります。この場合、原則として使用料が発生します。また、独立採算事業によるテナント収入等は民間事業者の収益となります。
24	要求水準書	P6	3-(4)-①	荷物置き場として想定しているエリア(岸壁部分)に杭を打つことは可能でしょうか。また、雨除は去して問題ないでしょうか。	岸壁部分に杭を打っていただく事は可能となりますが、構造に支障がないことが前提となります。
25	要求水準書	P6	3-(4)-①	岸壁部分をウッドデッキとする提案は可能でしょうか。	No23の質問・回答を参照してください。
26	要求水準書	P6	3-(4)-①	岸壁部分へのオーバーハングは、構造的に可能なのでしょうか。	可能と考えております。
27	要求水準書	P7-8	3-(5)-③	P.7「大阪港防潮扉集中監視システム端末」移設に関し、電源容量等 どのような設備対応が必要かご教示ください。	別途、資料の貸与により対応します。 資料を希望する事業者は、入札説明書P.9に記載のとおり、資料貸与・閲覧申込書(様式0-2)を電子メールの添付ファイルとして、ご提出ください。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
28	要求水準書	P8	3-(5)-③	P.8「既存施設から電気を供給している、臨港道路等に設置している電気設備電源について、改修及び仮設を行うこと」とあります。詳細不明のため、費用は本事業には含まず、別途発注と考えてよろしいでしょうか。	別途、資料の貸与により対応します。 資料を希望する事業者は、入札説明書P.9に記載のとおり、資料貸与・閲覧申込書(様式0-2)を電子メールの添付ファイルとして、ご提出ください。 なお、費用については基本的に本事業に含まれるものとし、詳細は本市との協議によります。
29	要求水準書	P9	3-(5)-④	入出国審査スペースにおいて、電源コンセントはどの程度設置することが必要でしょうか	要求水準書に定める要求水準を満たすようご提案ください。
30	要求水準書	P13	3-(6)-②	電力引込に伴い、引込負担金が必要となる場合は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	電力引込に伴う、引込負担金が必要となる場合の費用は、サービス対価に含まれております。
31	要求水準書	P13	3-(6)-②	テレビ電波障害調査費及び対策費が必要となる場合は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	テレビ電波障害調査費及び対策費が必要となる場合の費用は、サービス対価に含まれております。
32	要求水準書	P14	3-(6)-② (ア)	入出国審査スペースにおける各ブースで 使用される機器類の仕様・電源容量をご教示ください。また、新ターミナル施設にて 電源が必要な特殊な機器がありましたら、設置場所・電源容量をご教示ください。	要求水準書に定める要求水準を満たすようご提案ください。
33	要求水準書	P14	3-(6)-② (イ)	太陽光発電設備(再生可能エネルギー)の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。太陽光発電の採用・不採用は評価の対象にならないと理解してよろしいでしょうか。	省エネルギーの観点から定性評価の対象となる可能性がありますが、提案される場合、太陽光発電などの設備の採用による効果を明確にさせていただきをお願いします。
34	要求水準書	P14	3-(6)-② (イ)	「保安用自家発電設備を設置すること」とありますが、機能維持の必要な継続時間をご明示下さい。商用電力停電時における 新ターミナル施設で必要な電源容量もしくは機能をご教示ください。	要求水準書に定める要求水準を満たすようご提案ください。また、機能維持の必要な継続時間についても合わせてご提示ください。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
35	要求水準書	P14	3-(6)-② (イ)	「使用電力量が容易に確認できる計量システム」とありますが、新ターミナル施設は全体一括計量でよろしいでしょうか。個別に計量を区分する必要がある部屋・スペースはないと考えてよろしいでしょうか。	一括計量でも構いませんが、個別計量でも構いません。適切な計量方法をご提案ください。
36	要求水準書	P14	3-(6)-② (ウ)	テレビ共聴設備ですが 新ターミナル施設への導入は不要と考えてよろしいでしょうか。	テレビ共聴設備の導入は必須ではありません。
37	要求水準書	P14	3-(6)-② (ウ)	「外線電話を導入する」とあります。事業者工事は配管配線・モジュラ取付までとし、電話機・交換機の設置は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。同様に 情報設備も、事業者工事は配管配線・モジュラ取付までとし、サーバー・HUB・無線LAN中継機など情報機器の設置は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	電話機・交換機も設置ください。また、ご質問いただいたすべての設備を導入することを想定しています。
38	要求水準書	P14	3-(6)-② (エ)	「主要室は独立した放送が可能となる計画とする」とあります。主要室とはどちらでしょうか、ご教示ください。現地よりマイクにて放送を行うことも考えられますか、ご教示ください。	主要施設とは「入国審査スペース」「荷物置場」「多目的ホール」「待合スペース」「インフォメーションホール」を指します。なお、館内放送を行うことを想定しています。
39	要求水準書	P15	3-(6)-② (カ)	ITV設備(入出国審査用は対象外)ですが、録画仕様(保存期間、画素数)等の条件がございましたらご教示ください。カメラの設置場所ですが、指定ございましたらご教示ください。事業者の提案とし、防犯上必要な箇所と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。モニター監視できることが望ましいと考えています。
40	要求水準書	P17	3-(7)	入出国審査に必要な備品・設備は都度都度入国管理局が準備するのでしょうか。	要求水準書P9,16,17に記載のとおりです。入出国の審査に必要な機器(パソコン等)は入国管理局が設置することになりますが、ブースの設営に必要な机やパーテーション等はターミナルの備品となりますので、本事業に含まれます。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
41	要求水準書	P18-23	4全体	光熱水費の負担は事業者において行うのでしょうか。その場合、年間何日程度の利用を想定されておりますか。また、想定以上に利用日数が増えた場合には光熱水費は増額して頂けるのでしょうか。	光熱水費は、サービス対価に含まれます。また、客船入港日数は、年間50日を想定しておりますが、利用者の増減に伴う維持管理に対するサービス対価の改定については事業契約書(案)別紙12に記載のとおりです。
42	要求水準書	P22	4-(5)② (イ)	利用者エリアの日常清掃は、クルーズ客船が入港する際に合わせて実施する事でよろしいでしょうか。 現状の日常清掃についても、あわせてご教示下さい。	現状は、入港前後等、不定期に日常清掃を行っておりますが、現状に合わせる必要なく、ご提案ください。
43	要求水準書	別添資料3		「物件調書」には、既存建築物の杭の有無について記載がありませんが、杭がある場合には、解体工事において、新築建築物の杭に干渉しない杭は残置してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	様式集	様式2-4 様式2-5		新ターミナル施設の所有権譲渡後の施設の目的外使用は可能でしょうか。目的外使用が可能な場合、使用料の目安はありますでしょうか。 提案に目的外使用の内容を含める場合、目的外使用を行う企業は様式2-4及び様式2-5の参加グループの構成企業及び協力企業に含める必要はありますでしょうか。また、構成企業及び協力企業に含める必要がある場合、参加表明書及び資格確認申請書提出以降の追加は可能でしょうか。	大阪市財産条例第6条により、施設の目的外使用は可能と考えています。 使用料については、同条例第7条に基づき算定することになります。 なお、集会等での使用にあたっては大阪市港湾施設条例第17条に基づき算定することになります。 目的外使用を行う企業を構成企業及び協力企業に含める必要があるかについては、No1の質問・回答、また構成企業及び協力企業に含める必要がある場合、参加表明書及び資格確認申請書提出以降の追加は可能か、については、No10の質問・回答をそれぞれ参照してください。
45	様式集	様式2-5		入札参加表明書の提出にあたっての独立採算施設運営者の取扱に関し、独立採算施設の所有者及び運営者が異なる(想定事業スキーム(2))ケースで、協議中であり、独立採算施設の事業者が表明書提出時点で未定の場合、様式2-5を提出せずに、11月の入札時まで、様式2-15を提出する事で、追加させることは可能であるか。	No10の質問・回答を参照してください。
46	様式集	様式2-7		「施工監理技術者配置予定調書」は複数名の配置予定者を提出することは可能でしょうか？ 又、提出した配置予定者を着工時に変更する事は可能でしょうか？	複数名の配置予定者を提出頂いても構いません。なお、配置予定者の変更については、市がやむを得ないと判断し、承認した場合においてのみ可能なものとします。
47	様式集	様式2-14		添付資料提出確認書 添付書類 2.「企業単体の貸借対照表、損益計算書、利益処分案(直近3期分)」につきまして、「利益処分案」は「株主資本等変動計算書」を添付することでよろしいでしょうか？ 3.「連結決算の貸借対照表、損益計算書(直近1期分)」につきまして、該当しない場合、入札参加者確認欄に「該当なし」と記載することでよろしいでしょうか？	様式2-14 添付書類2については、「企業単体の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(直近3期分)」に変更します。 添付書類2についてはご理解の通りです。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
48	PFI事業 基本協定書(案)	P2	第4条第2項	「選定事業者は、事業者をして、市と事業者との間で事業契約の締結日以降30日以内に、…、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、」とありますが、融資金融機関の確認も含めてすべての契約を30日以内に締結するのは不可能であり、当該要件が含まれると本件への応募が困難になると思われますが、30日以内の記載は必要なのでしょうか。	30日以内に契約締結することが困難であることについて、やむを得ないと市が認める場合には、入札説明書P.6に記載の業務スケジュールに影響がない限りにおいて、期限を延長することがあります。また、上記のとおり、PFI事業基本協定書(案)を修正します。
49	PFI事業 基本協定書(案)	P2	第4条第2項	選定事業者は、事業者をして、市と事業者との間で事業契約の締結日以降30日以内に、設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、当該契約締結後速やかに、当該契約の原本証明付き写しを市に提出する。 上記の条項につきまして、事業契約締結後30日以内では工事請負契約を締結するのは困難だと思われまます。詳細設計が完了してからの締結では時期的に遅いのでしょうか。	No48の質問・回答を参照してください。
50	PFI事業基本協定書(案) 事業契約書(案)	P3 P29	第6条第5項 第69条第6項	PFI事業基本協定書(案)では第6条第5項に「各構成企業は、連帯して、その発覚が新ターミナル施設の引渡し前の場合は、契約金額(事業契約に規定された対価の総額のこと。以下同じ。)の10分の2に相当する金額を」とあり、事業契約書(案)第69条第6項においては「乙は、自ら及び構成企業及び協力企業をして、連帯せしめたる。甲に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の10分の2を乗じた額を支払うものとする。」とありますが、違約金は契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の10分の2を乗じた額となりますでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。 したがって、いずれかの構成企業が基本協定書(案)第6条第5項各号のいずれかに該当した場合には、各構成企業は、連帯して、その発覚が新ターミナル施設の引渡し前の場合は、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として支払っていただきます。
51	PFI事業 基本協定書(案)	P3-5	第6条第5項、第6項	本条の規定は、本事業において該当した場合にのみ適用され、本事業以外は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	PFI事業基本協定書(案)第6条第5項のうち第1号から第5号、第6項についてはは本事業に係るものに限定されますが、第6条第5項のうち第6号から第11号については本事業に係るものに限定されません。
52	事業契約書(案)	P19	第38条第2項	第38条第2項の「減額又は控除の方法等」についてご教授ください。	準用する条文が異なっておりましたので、事業契約書(案)を修正いたします。 なお、新ターミナル施設の性能が、事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理業務に係る業務水準を下回ったことに起因して市が負担した費用について事業者に負担して頂きます。また、事業者が新ターミナル施設を維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払義務を負うにもかかわらず、履行しない場合、市は、半期ごとに支払われる対価を、維持管理のサービス対価、設計・施工等のサービス対価の順に、新ターミナル施設を維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするに要する相当額に達するまで控除します。
53	事業契約書(案)	P20	第40条	契約保証金の手段として、契約保証金の納付のほか、有価証券の提供及び履行保証保険が認められておりますが、より多くの選択肢を設けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証についても、同等の効果があることから、同保証も認めていただけますでしょうか？ また、第7項において、履行保証保険に限定して、維持管理の履行保証は1年以上の更新でよいとされていますが、保証事業会社の契約保証についても、1年以上の更新で良いとのことではよろしいでしょうか？	保証事業会社による契約保証を、契約保証金の納付に代えることを認めます。 また、維持管理の履行保証についても、保証事業会社の契約保証についても、1年以上の更新で構いません。
54	事業契約書(案)	P21	第40条第5項	履行保証保険は保険契約者を施工企業、被保険者を特別目的会社とし、大阪市様へ質権設定することは可能でしょうか。質権設定方式が可能な場合、質権設定契約書の提出の時期をご教授ください。	原則として保険契約者を施工企業、被保険者を特別目的会社とし、大阪市様へ質権設定することは可能と考えておりますが、詳細については落札者と協議いたします。また、質権設定契約書の提出時期は事業契約後の時期を考えておりますが、こちらについても落札者と協議いたします。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
55	事業契約書(案)	P21	第40条第6項	履行保証保険は保険契約者を維持管理企業、被保険者を特別目的会社とし、大阪市様へ質権設定することは可能でしょうか。質権設定方式が可能な場合、質権設定契約書の提出の時期をご教授ください。	原則として保険契約者を施工企業、被保険者を特別目的会社とし、大阪市様へ質権設定することは可能と考えておりますが、詳細については落札者と協議いたします。また、質権設定契約書の提出時期については、落札者と協議いたします。
56	事業契約書(案)	P28	第63条	工事期間中の著しい物価変動が生じた場合、設計・施工等のサービス対価の改定はしていただけるでしょうか。	工事期間中の物価変動により設計・施工等のサービス対価を改定することはありません。
57	事業契約書(案)	P28-29、P73-76	第61条、第65条、別紙10(支払金額等)	実施方針(案)及び要求水準書(骨子案)に関する質問回答(平成28年10月24日)のD33(P10)において、「新ターミナル施設の建設工事着手時に建設費用の4割を限度として前払い金の請求が可能です。」とされており、今回公表の事業契約書(案)第65条では「設計・施工等のサービス対価のうち一括支払分については、甲は、乙の指定する期日に、甲の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、新ターミナル施設に係る設計・施工等の業務に対する一括支払分については平成【 】年【 】月【 】日に一括して支払うものとする。」とされております。 通常の大阪市港湾局工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、設計・施工等のサービス対価のうち一括支払分の一部を前払金として支出されることでよろしいでしょうか？ なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま	N04の質問・回答を参照してください。
58	事業契約書(案)	P32	第69条	(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除) 第69条 甲は、構成企業又は協力企業につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。 (1)～(5)の各号の要件は、本件契約に関してのみ該当する場合に適用され、本件契約以外で該当する状況になった場合には適用されないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
59	事業契約書(案)	P32-35	第69条	本条の規定は、本事業において該当した場合にのみ適用され、本事業以外は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第69条第1項各号、第3項から第9項については本事業に係るものに限定されますが、第2項各号については本事業に係るものに限定されません。
60	独立採算事業基本協定書(案)	P2	第4条第2項	「選定事業者は、事業者をして、市と事業者との間で事業契約の締結日以降30日以内に、…、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、」とありますが、融資金融機関の確認も含めてすべての契約を30日以内に締結するのは不可能であり、当該要件が含まれると本件への応募が困難になる思われますが、30日以内の記載は必要なのでしょうか。	30日以内に契約締結することが困難であることについて、やむを得ないと市が認める場合には、入札説明書P.6に記載の業務スケジュールに影響がない限りにおいて、期限を延長することがあります。また、上記のとおり、独立採算事業基本協定書(案)を修正します。
61	独立採算事業基本協定書(案)事業用定期借地権設定契約書(案)	P2 P4	第5条 第15条	「代表企業は、事業者が市に対して負担する一切の債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。」とありますが、独立採算施設を設置する場合、独立採算事業も事業者及び代表企業の債務に含まれるでしょうか。また、独立採算施設を第三者へ譲渡した後も事業者及び代表企業は債務を負担し続けるのでしょうか。	独立採算施設を設置する場合、独立採算施設に係る定期借地料等も事業者及び代表企業の債務となります。 なお、独立採算施設を第三者へ譲渡した後も事業者及び代表企業は債務を負担頂くことが原則ですが、独立採算施設を第三者に譲渡した場合には、譲渡先である第三者が新たに連帯保証人を選定する場合にはこの限りではありません。
62	独立採算事業基本協定書(案)	P3-4	第6条第5項、第6項	本条の規定は、本事業の定期借地権契約において該当した場合にのみ適用され、それ以外は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	独立採算事業 基本協定書(案)第6条第5項のうち第1号から第5号、第6項についてはは本事業に係るものに限定されますが、第6条第5項のうち第6号から第11号についてはは本事業に係るものに限定されません。
63	事業用定期借地権設定契約書(案)	P4 P5	第15条 第20条	第20条記載の連帯保証人に独立採算施設の譲渡は可能でしょうか。可能な場合、譲渡後新たに連帯保証人をつける必要がありますでしょうか。	連帯保証人に対しても、市が承諾する場合には独立採算施設の譲渡は可能です。ただし、譲渡にあたっては、新たな連帯保証人を選定していただく必要があります。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
64	事業用定期借地権設定契約書(案)	P5	第20条	連帯保証人については、乙以外の者で3項に示された要件を満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	事業用定期借地権設定契約書(案) 大阪市財産規則	P5 P6	第20条 第23条	第23条第1項記載の「確実な担保を提供したとき又は契約管財局長がその必要がないと認めるとき」とはどのような場合や担保提供を想定されていますでしょうか。	過去の事例では、賃貸借料の5年分を担保として提供した場合などで認めていることがあります。本件については、契約時別途協議を行います。